

空き家利用希望者の方へ～利用登録から契約までの流れ～

1	空き家の閲覧	<p>◆町のホームページ及び相談窓口にて入居可能な空き家の概要を公開します。ホームページがご覧になれない場合はお問い合わせいただければ資料をお送りします。</p>
2	空き家の利用申込	<p>◆閲覧した空き家バンク物件の中に入居を検討したい物件がある場合は、次の資料を提出して空き家バンク利用登録をお願いします。</p> <p>①空き家等利用希望者登録申請書（様式第5号） ②誓約書（様式第6号）</p> <p>に必要事項を記入し、運転免許証やマイナンバーカードの写し等、身分証の写しとともに地域整備課建設室へ提出してください。</p>
3	内覧日程調整 現地見学	<p>◆内見希望の物件があれば飯豊町地域整備課建設室（0238-87-0822）へご連絡ください。日程調整の上、協力事業者と町担当も同行の上、物件をご案内します。</p> <p>※内見希望が複数あった場合は、申し込みの順番に別日にご案内します。また、複数の希望をいただいた場合、町のHP情報は「商談中」と表示、athome・LIFULLサイトについては「非公開」とし、最後の方の内覧が終わりましたら、その商談結果により再度情報を公開します。</p> <p>※冬季間の内見については、積雪状況や除雪対応可否、安全性等の状況によりご案内出来ない場合があります。ご了承お願い致します。</p>
4	交渉・契約	<p>◆町は、売買や賃貸の交渉・契約に関して仲介行為は行いません。</p> <p>※<u>空き家バンクへの利用希望者登録は無料ですが、物件の契約（売買、賃貸借）を締結する際は、協力事業者に対し、宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。</u></p>
5	契約成立 新生活スタート	<p>◆ようこそ、飯豊町へ！</p> <p>地域の一員として、必要に応じ、地域組織の運営にかかる経費を負担し、共同作業等に参加してください。</p> <p>※地区によって内容が異なるため、入居前に自治会長さんへ挨拶に行きましょう。</p>